

高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに関する追加措置について

- 本交付金の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる農家において、**本交付金を見込んで機械等に投資した農家への対応**が課題。
- このため、コロナ禍でも積極的に投資し、生産性の向上等に取り組む農家の経営に影響が生じ、取組の継続ができなくなるということがないように、**追加の措置を行う**。

高収益作物次期作支援交付金に以下の措置を追加。

【対象者】 運用見直しにより交付予定額が減額又はゼロとなった農家であって、10月30日以前に、次期作に向けて、新たに機械・施設を整備したり、資材等を購入又は発注した者

- 【対象経費】 ① **機械・施設の取得費（定額）**
② **①以外（資材等）の取組の掛かり増し経費（定額）**

※ ただし、補助額は、運用見直し前の交付予定額が上限
（交付額が減額となった場合は、その減額分が上限）

追加措置の対象となる取組の例

① 機械・施設の取得費

・ 機械の新たな取得費

・ 設備や施設の整備費

② 資材等の取組の掛かり増し経費

・ 新たな資材の購入経費

(例)

- ・ 従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

・ 通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例)

- ・ 品質向上のための肥料の施用量の増加分

・ 新たに地域でまとめて取り組む資材等の経費

[交付金を契機として、産地として推進している取組に係る推奨資材等]

(例)

- ・ 品質のバラツキの解消のため、地域でまとめて特定の肥料を利用
- ・ 産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・ 土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

支援のイメージ

減額があった農家(2ha)に対する支援例

